

京都に進出を  
検討する皆様へ

# 補助金の御案内



## 市内初進出

支援制度

京都市内のオフィス等へ  
進出する場合に補助金を交付します。

### ① 賃料にかかる補助金

補助額

オフィス等の  
賃料  $\times 1/2 \times 2$ 年分  
最大 **2,000**万円

### ② 雇用創出にかかる補助金

補助額

市内居住の  
社員等の人数  $\times$  年度当たり  
 $10 \sim 80$ 万円  $\times 2$ 年分  
最大 **5,000**万円

## お試し立地

支援制度

京都市内への進出を検討する企業が、試行的に  
市内のコワーキングやシェアオフィス等を利用す  
る場合に補助金を交付します。

補助額

(利用料+交通費)  $\times 1/2$

最大 **50**万円

海外企業は  
最大**100**万円

問合せ・申請先

京都市 産業観光局 企業誘致推進室

電話：075-222-4239

E-mail：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

申請書類のダウンロードは  
こちらから



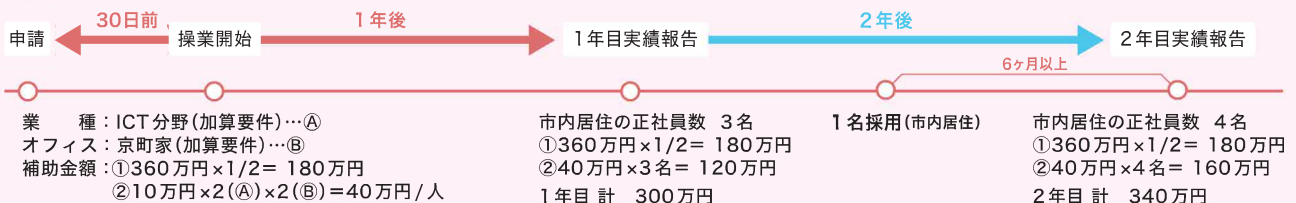
## ■ 市内初進出支援制度 京都市内のオフィス等へ進出する場合に補助金を交付します。

- 1 対象業種 全業種(市内初進出※1企業に限る。)
- 2 対象事業 市内にオフィス等※2を設置する事業  
(賃貸借の場合は契約期間が1年以上であるなど、長期の設置が見込まれる事業に限る。)
- 3 補助金額
 

①賃料にかかる補助金 オフィス等の賃料×1/2×2年分補助	②雇用にかかる補助金 市内居住の常時雇用者※3及び役員数× 年度当たり10万円×最大2年分 以下に該当することに補助金額に2を乗じる (本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業※4、 海外企業※5、京町家※6に入居する企業)
----------------------------------	--
- 4 補助上限 年1,000万円  
(2年分合計 最大2,000万円)
- 5 申請期限 オフィス等の営業を開始する日の30日前まで

- ※1 市内初進出：既に京都市外にオフィス等を設置しており、かつ、過去2年の間、市内にオフィス等を設置していない企業が、市内にオフィス等を設置すること  
 ※2 オフィス等：調査、企画、研究開発若しくはその他管理業務を行う事務所、工場又は研修所  
 ※3 常時雇用者：期間の定めのない雇用契約を締結している正社員(パート・アルバイトは除く。)※実績報告時点で6か月間の市内居住・継続雇用が必要  
 ※4 本市の産業政策に特に寄与する産業分野  
 :ものづくり/ICT/スポーツ/環境・エネルギー/ヘルスケア・ライフサイエンス/コンテンツ・アート(マンガ、アニメ、ゲーム等)/  
 海外企業支援(アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、コンサルティング等)/社会課題解決  
 ※5 海外企業：外国企業(外国の法令に基づいて設立された企業)及び  
 外資系企業(国内企業のうち、発行株式の総数または出資総額の割合の3分の1超を外国企業等または外国人が保有する企業)  
 ※6 京町家：建築基準法の施行の際、現に存し、又はその際に建築、修繕もしくは模様替えの工事中であった木造の建築物

### (例)ICT企業が京町家(賃料360万円/年)に進出する場合



## ■ お試し立地支援制度 京都市内への進出を検討する企業が、試行的に市内のシェアオフィスやコワーキングスペース等を利用する場合に、利用料及び交通費に対して補助金を交付します。

- 1 対象業種 全業種(市内進出を検討する企業に限る。)
- 2 対象事業 次の各号の要件をすべて満たす事業(補助対象期間は3か月間(海外企業は6か月間))
  - (1) 市内のシェアオフィス等を1週間以上利用すること
  - (2) 補助対象期間内に市の取材やアンケート等に応じること
- 3 補助金額 ①シェアオフィス等の利用料の1/2 + ②交通費の1/2
- 4 補助上限 利用日数及び利用人数に応じて設定(①②それぞれ最大25万円)※海外企業は①②それぞれ最大50万円
- 5 申請期限 シェアオフィス等の利用を開始する日の7日前まで

### (例)2人で3か月間お試しする場合

